

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教員免許状の修了確認期限 の延期（有効期間の延長）対象者拡大について

文科省から令和3年1月31日までは、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であるやむを得ない事由が継続しているものと取り扱っても差し支えないとされており、前回の通知では対象としていない令和2年2月2日以降、令和3年1月31日までの間に更新講習の受講期間が始まる者についても、本県のこれまでの状況から対象に含めることが適当と考えられることから、延期（延長）申請対象者を次のとおり改めます。

なお、引き続き、可能な限り受講への御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 対象者

改定前	改定後
令和4年3月31日までに更新講習の修了確認期限（旧免許状所持者）又は有効期間の満了日（新免許状所持者）を迎える者。	令和5年3月 <u>30日</u> までに更新講習の修了確認期限（旧免許状所持者）又は有効期間の満了日（新免許状所持者）を迎える者。

※令和5年3月31日に修了確認期限（有効期間の満了日）を迎える者は対象となりません。

（参考）

修了確認期限 （有効期間の満了日）	更新講習受講期間	
↓ <b>R 4.3.31</b>	↓ <b>R 2.2.1 ~ R 4.1.31</b>	} 前回の通知 で対象
↓ <b>R 5.3.30</b>	↓ <b>R 3.1.31 ~ R 5.1.30</b>	
} 今回の通知 で対象に追加		

#### ○旧免許状所持者

教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤を含む）

#### ○新免許状所持者

教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤を含む）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員

上記の者で、新型コロナウイルス感染症の影響により更新講習の課程を修了することがやむを得ず困難となる現職職員については、延期（延長）申請が可能となりますので、修了確認期限（旧免許状所持者）又は有効期間の満了日（新免許状所持者）の2か月前までに申請手続きを行ってください。

#### 2 延期（延長）可能期間

令和5年3月31日まで延期（延長）が可能

※令和4年4月以降に修了確認期限等を迎える者は、実質、延期可能な期間は1年未満となります。

### 3 その他注意点

更新講習の一部を既に受講し、履修認定を受けているものについて、本来、最初の履修認定年月日から2年2か月以内に更新の手続きを完了する必要がありますが、今回のやむを得ない理由により、延期（延長）申請を行った場合は、既に履修認定を受けているものについても、延期（延長）後の免許状更新講習の修了期間内に受講したものと認められます。

ただし、延期（延長）申請時点で必要な全ての講座の受講を完了している場合は、延期（延長）対象となりませんので、御注意ください。